

## 令和3年 第10回農業委員会議事録

令和3年10月25日午前10時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 8 番 (小松 栄作) 11 番 (西塚 孝也) 15 番 (後藤 一彦)  
17 番 (西塚 喜行)

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 報第14号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 報第15号 | 農地法第4条第1項第9号該当確認願について |
| 議第40号 | 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 議第41号 | 非農地証明について             |
| 議第42号 | 農地法第5条の規定による許可申請について  |
| 議第43号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について     |

## 令和3年 第10回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第10回通常総会を10月25日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、8番 小松栄作委員、11番 西塚孝也委員、15番 後藤一彦委員、17番 西塚喜行委員よりそれぞれ欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は14名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。最近朝晩めっきり寒くなりまして、皆さん体調を崩さないように気をつけていただきたいと思います。秋の収穫作業も終わりに近づいているところでありますけれども、今年は雨の日が多くて収穫作業が遅れているとのことではありますが、焦らずにけがのないように作業していただくことをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

只今より令和3年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番 武田春信委員、1番 星川敬夫委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁と2頁をご覧ください。案件は9件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は自作の予定、No.2が別人へ売買予定で今月農地法第3条での申請がなされております。No.3からNo.7までは農地中間管理機構へ貸付予定です。

頁をめくっていただきまして、No.8とNo.9は農地流動化促進事業の活用があったものを解約したものです。時期は未定ですが別人へ売買予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第15号「農地法第4条第1項第9号該当確認願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第15号「農地法第4条第1項第9号該当確認願について」ご報告いたします。先月、議第28号として上程しました案件です。申請にあっては県の農地転用担当者から指導を仰ぎながら申請者に案内しておりました。議決後、9月29日に当農業委員会としての意見書を進達したところ、当該農地については所有者と申請法人の間で使用貸借契約が交わされているため、農地法第4条第1項第9号の農林水産省令で定める農業用施設やほかの農地の利用増進のための転用にあたるため、取り下げるように指示を受け、今回報告案件として上程するものです。よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第15号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は7頁です。

所有権移転についてご説明いたします。案件は5件です。No.1からNo.3の渡人は農業廃止のため、No.4の渡人は相手方の要望のため、No.5の渡人は高齢化による経営縮小のためです。受人はNo.1からNo.5が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第41号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第5班主任、大崎清孝委員の報告・説明を求めます。

(4番 大崎清孝委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

(議長)

笹原委員。

(7番 笹原委員)

7番 笹原です。ただいまの非農地証明について、土地改良区より意見書が出ておりますので、私から報告させていただきます。当該地は徳良池新堰維持管理事業地区の受益地ですが、農地転用は止むを得ない旨、令和3年10月19日付けで土地改良区理事長より出ておりますのでよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、報告・説明がありました。他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)



賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、大崎清孝委員の報告・説明を求めます。

(4番 大崎清孝委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第43号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第43号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案

書 18 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。

上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が再設定のみで 69 a、申請地は、すべて農振農用地区域です。中間管理機構による転貸が 3, 537 a となり、計画面積合計は 3, 634 a となります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は再設定のみで、田が 69 a、畑が 28 a、転貸は、田が 2, 897 a、畑が 640 a、合計しますと田が 2, 966 a、畑が 668 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、再設定のみで、出し手 1 名、受け手 1 名です。転貸は、出し手 21 名、受け手 7 名、合計しますと、出し手が 22 名、受け手が 8 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3 年から 5 年のみ 1 件で 97 a、転貸は、10 年以上が 39 件で 3, 537 a です。

次に隣に移りまして、10 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田と畑の物納がそれぞれ 12 kg、転貸は、田が 0 円から 1 万 5 千円、畑が 0 円から 1 万 5 千円です。

それでは頁移りまして、18 頁からは個別状況です。

No. 1 は再設定、No. 2 から 22 頁 No. 40 までは中間管理事業の転貸になります。なお、今月総会分より、中間管理機構転貸が一括方式になりましたので、やまがた農業支援センターから受け手への貸付分も議案書に記載しております。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第 43 号を採決いたし

ます。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時26分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年10月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

---

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---